

株式会社ニシコー 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、**男女ともに**仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

【1. 次世代育成支援対策推進法】

計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日までの 5年間

内 容

目標1：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

<対策>

- 2025年4月～ 社内メール及び社内ポータルを活用した周知・啓発を実施
- 2025年4月～ 全社衛生管理者による職場巡視時に事業所管理職へ周知・啓発を実施

目標2：有給休暇の取得及び、男性の育児目的の休暇取得の促進を全社員に定期的に周知するとともに、管理者にも休暇取得促進への対応を依頼する。

<対策>

- 2025年4月～ 社内メール及び社内ポータルを活用した周知の実施（毎年10月）
- 2025年4月～ 全社衛生管理者による職場巡視時に事業所管理職へ周知・啓発を実施

目標3：2025年3月までに、各職場で所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 2025年4月～ 各職場へノー残業デー設定依頼
- 2025年4月～ ノー残業デーの定着と継続の確認

【2. 女性活躍推進法】

計画期間 2025年4月1日～2028年3月31日までの 3年間

内 容

目標1：2028年3月までに、女性労働者の採用を1人以上増やす。

<対策>

- 2025年 4月～ 求職者からの応募を増やす為、HPの採用ページを見直し・改訂
- 2025年 4月～ インターンシップ・会社説明会を積極的に実施。
女性労働者も活躍できる企業であることをPRする。(HP等)

以 上